

さいたま市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年**10**月**28**日

さいたま市長

A handwritten signature in black ink, reading '清水 人' (Shimizu Shigeru). The signature is written in a cursive style, with the first character '清' (Shimizu) and the last character '人' (Shigeru) being more prominent.

さいたま市条例第 4 9 号

さいたま市都市公園条例の一部を改正する条例

さいたま市都市公園条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 2 4 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後								改正前									
別表第 4（第 1 9 条、第 3 0 条関係）								別表第 4（第 1 9 条、第 3 0 条関係）									
公園名	公園施設名	区分	利用料金				摘要	公園名	公園施設名	区分	利用料金				摘要		
			午前	午後	全日	時間外利用（1 時間につき）					午前	午後	全日	時間外利用（1 時間につき）			
			午前 9 時から午後 5 時まで	午後 1 時から午後 5 時まで	全日 午前 9 時から午後 5 時まで						午前 9 時から午後 5 時まで	午後 1 時から午後 5 時まで	全日 午前 9 時から午後 5 時まで				
[略]								[略]									
秋葉の森総合公園	公園施設	[略]	1 区画 1 日につき 7 3 0 円					秋葉の森総合公園	公園施設	[略]	1 基 1 日につき 7 3 0 円						
	野外施設								野外施設								
	[略]								[略]								
[略]								[略]									
備考 [略]								備考 [略]									

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。